長年の功績をたたえて 5人に市功労章

第１回市議会定例会において、地方自治・文化・産業・教育など、市の公益発展に尽力された次の５人の方に、平成26年度の大垣市功労章を贈ることが決まりました。

表彰式は、４月１日(火)の午前10時からスイトピアセンター文化ホールで、名誉市民の表彰に続いて行われます。

表彰式

４月１日(火)
午前10時から
スイトピアセンター
文化ホールにて

住民自治の振興に貢献

山中　穣 氏

大垣市連合自治会連絡協議会副会長として、自治会組織の充実と円滑な運営に努めるなど、住民自治の振興に貢献。

また、大垣市市税等口座振替推進協議会副会長として、自主納付体制の確立を図るなど、税務行政の推進に寄与。

行政の発展に貢献

加藤　茂 氏

行政相談委員として、住民から行政全般にわたる意見・要望等を、公正中立の立場から解決を図るなど、本市行政の発展に貢献。

また、大垣市レクリエーション協会会長として、社会教育の振興に尽力。

地域文化の振興に貢献

清水　進 氏

大垣市史編纂室長などとして、郷土史の調査研究を進め、郷土の歴史を後世に継承する「大垣市史」全編の編纂に尽力。

また、多年にわたる郷土史研究の学識を活かし、文化財の保護・活用を幅広く助言するなど地域文化の振興に貢献。

教育の振興に貢献

北野和子 氏

大垣市教育委員および大垣市教育委員長職務代理者として、本市の教育振興に貢献。

また、大垣商工会議所女性会会長として、本市や商工会議所の事業などに積極的に参画し、地域産業の振興に寄与。

地域産業の振興に貢献

平林佳郎 氏

大垣商工会議所副会頭として、会議所運営の充実強化、中小商工業者の経営支援事業などに取り組み、地域産業の振興に貢献。

また、大垣市弓道協会会長などとして、スポーツの振興に尽力。

消費税率 5%→8%
4／1～

消費税法の改正に伴い 公共料金を改定します

社会保障の充実・安定化を目的として、４月から消費税率が５％から８％に改正されることに伴い、消費税を含む公共料金などを改定します。

改定される料金には、文化施設・体育施設・地区センターなどの公共施設利用料、市営駐車場の定期駐車料金、市民病院の各種文書料・特別室使用料などがあります。

ここでは、そのうちの一部である水道料金、下水道使用料、し尿汲取り料金について具体的にお知らせします。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】
◆水道料金・下水道使用料金／水道料金等お客様専用電話（☎71－8848）
◆し尿汲取り料金／環境衛生課（☎47－8574）

水道料金

［水道料金・下水道使用料ともに、１か月あたりの金額］

大垣・墨俣地域

基本料金

メーター口径	現行	改定後
13㎜（８㎥使用まで）	735円	756円
20㎜	945円	972円
25㎜	1,260円	1,296円

従量料金（メーター口径13㎜は１か月８㎥を超える分）

使用水量	現行	改定後
１㎥あたり	94.5円	97.2円

上石津地域

基本料金

使用水量	現行	改定後
10㎥使用まで	630円	648円

従量料金

使用水量	現行	改定後
１㎥あたり	168円	172.8円

※経過措置として、水道料金・下水道使用料ともに、４月１日以降の最初の検針分では現行の５％課税で料金を計算します（３月31日以前から継続使用している人が対象）

下水道使用料

基本使用料

使用水量	現行	改定後
10㎥使用まで	1,050円	1,080円

従量使用料（１㎥あたり）

使用水量	現行	改定後
11㎥～100㎥	106.05円	109.08円
101㎥以上	123.9円	127.44円

基本料金（一般家庭は１戸あたり、事業所は１事業所あたり）

種別	現行	改定後
一般家庭	2,100円	2,160円
事業所など	3,150円	3,240円

加算使用料

種別		現行	改定後
一般家庭	１～５人（１人あたり）	630円	648円
	６人以上１人増す毎	315円	324円
事業所など（１㎥あたり）		105円	108円

し尿汲取り料金（18ℓあたり）

	現行	改定後
大垣地域	225円	232円
上石津地域	230円	236円
墨俣地域	231円	237円

消費税転嫁拒否、転嫁阻害表示は法律で禁じられています

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的に消費者にご負担いただくことが予定されている税です。

転嫁拒否、転嫁を阻害する表示などの疑いがありましたら、下記までご相談ください。

【市の窓口】消費生活相談室（☎75－3371）
【国の窓口】消費税価格転嫁等総合相談センター（☎0570－200－123）

案内

春分の日（３月21日）ごみ収集は休み

３月21日(金・祝)は祝日のため、ごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、25日(火)に振り替えて収集します。なお、上石津・墨俣地域は、「ごみ収集日カレンダー」のとおりです。

詳しくは、クリーンセンター（☎89－4124）へ。

市営本町駐車場を３月31日で廃止

市は、市営本町駐車場を３月31日で廃止します。

長らくご利用いただき、ありがとうございました。

詳しくは、生活安全課（☎81－4134）へ。

ＩＴ相談センター４月中の木曜日は休止

ＩＴ相談センターの木曜日の会場である「まちづくり市民活動支援センター」が移転するため、４月中は同支援センターでの相談業務を休止します。

なお、５月からは、木曜日の会場は多目的交流イベントハウス（郭町２－28）になります。

詳しくは、情報企画課（☎47－8249）へ。

公共交通 お得に乗ろう —通学定期などを販売—

入学・進級のシーズンが近付いてきました。公共交通機関各社では、お得で便利な通学・通勤定期券（年間定期など）を販売しています。

新生活を機に、地域の公共交通を利用してみませんか。

取り扱い条件など詳しくは、名阪近鉄バス㈱（☎81－3326）、養老鉄道㈱（☎78－3400）、樽見鉄道㈱（☎0581－34－8039）へ。

国籍事務は岐阜地方法務局へ —取扱庁が変わります—

これまで岐阜地方法務局大垣支局が取り扱ってきた国籍事務（帰化許可申請手続、国籍取得・国籍離脱の届出）は、４月１日から、岐阜地方法務局戸籍課での取り扱いとなります。

詳しくは、同課（☎058－245－3181）へ。

審議会を傍聴してみませんか

介護保険運営協議会　担当 高齢介護課庶務Ｇ（☎47－7409）

３／24(月)	13:30～15:00	市役所２階 第１会議室
・大垣市高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査について　ほか		

地域包括支援センター運営協議会　担当 高齢介護課介護支援Ｇ（☎47－7415）

３／26(水)	13:30～15:00	市役所３階 第２委員会室
・地域包括支援センター事業実績報告について　ほか		

シリーズ 景観遺産

市が指定した「大垣市景観遺産」64件の魅力を順次、紹介しています。

㊽大島堤と桜並木　曾根町～津村町

大島堤は、市内で一番大きな古大垣輪中の一部で、先人の水との戦いの記憶を今に残す堤防です。

昭和53年、地域住民により、岐阜経済大学までの約1.6㎞に約1,000本の桜が植樹されました。春には桜が見事なトンネルを作り、花見の名所となっています。

また、曾根城公園から津布良公園までの約４㎞にわたって大島堤サイクリング道が整備されており、多くの人が利用しています。

曾根堤の車両通行止め

市は、桜の開花時期に合わせて、大島堤の曾根町・北方町部分（曾根堤）で車両の通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

＊**車両通行止め期間**／４月５日(土)・６日(日)　両日とも午前９時～午後３時

＊**問合せ**／都市施設課（☎47－8409）へ

おわび 市税などにおける還付加算金の支払いについて

このたび、国・県からの通知を受け、本市の還付事務処理状況を確認したところ、市税などについて還付加算金の未払いが一部あることが判明しました。

対象の方々には、２月下旬から順次、還付に関する通知を送付させていただいております。未払いとなっている対象の方々には、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

今後は、このような誤りが起きないよう、関係法令などの確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

＜問合せ＞
収納課 庶務Ｇ（☎47－8729）
窓口サービス課
国民健康保険Ｇ（☎47－8132）
福祉医療・後期医療Ｇ（☎47－8140）
高齢介護課
介護給付Ｇ（☎47－7406）

下水道で快適な生活を 下水道利用区域が拡大

市は、衛生的で快適な日常生活を送っていただくための重要な生活基盤として、下水道整備を積極的に進めています。３月31日からは、次の区域で新たに下水道が利用できるようになります。

▷綾野１・４丁目　▷林町７丁目　▷貝曽根町
▷三塚町　▷加賀野１・２丁目　▷墨俣町下宿
▷大村１・２丁目　▷直江町　などの各一部区域

これらの区域にお住いの皆さんは、なるべく早く下水道に接続していただくようお願いします。また、宅地内排水設備工事は、市指定の下水道排水設備指定工事店に申し込んでください。

詳しくは、下水道課（☎47－8714）へ。

国民健康保険 異動の届け出はお早めに!!

４月は、就職や進学などで異動の多い時期です。

次のような異動があった場合は、14日以内に窓口サービス課または上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で異動の手続きを行ってください。

○職場の健康保険をやめたとき
○国民健康保険から他の健康保険に加入したとき
○転入・転出・転居したとき

なお、国民健康保険に加入した場合、保険料は届出日からではなく、資格を得た月分からの計算になります。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険Ｇ（☎47－8132）へ。